会　議　録

会議の名称	令和８年度 枚方市社会福祉審議会 第２回障害福祉専門分科会
開催日時	令和８年８月 21 日（月） 13 時 00 分～
開催場所	別館４階　第３委員会室
出席者	近棟　健二、渡辺　顕修、中岡　将基、虎杖　利和、長尾　祥司、 日野　裕、川上　雅英、小上馬　宗昭、山本　佳代、 上田　有美子、椋本　潤一
欠席者	豊島　秀多、山口　雄史
案件名	１．枚方市障害者計画(第４次改訂版)の令和７年度進捗状況及び総括見込について ２．枚方市障害福祉計画(第７期)・枚方市障害児福祉計画(第３期)の進捗状況について ３．枚方市障害者計画(第５次)・枚方市障害福祉計画(第８期)・枚方市障害児福祉計画(第４期)の試案について ４．その他
提出された資料等の名称	資 料 1-1 :枚方市障害者計画(第４次改訂版)進捗状況一覧抜粋（令和７年度実績及び総括見込み） 資 料 1-2 :枚方市障害者計画(第４次改訂版)進捗状況一覧(令和７年度実績及び総括見込み) 資 料 1-3 :【拡大・見直し(令和６年度実績)抜粋】枚方市障害者計画の進捗状況一覧(第４次改訂版)（令和７年度実績） 資 料 2-1 :枚方市障害福祉計画(第７期)・枚方市障害児福祉計画(第３期) の実績 資 料 2-2 :枚方市障害福祉計画(第７期)・枚方市障害児福祉計画(第３期)障害福祉サービス等の令和７年度実績について 資 料 2-3 :入所者の地域移行について 資 料 3 ：枚方市障害者計画(第５次)・枚方市障害福祉計画(第８期)・枚方市障害児福祉計画(第４期)第１章～第４章 試案 資 料 4 ：今後の策定スケジュール

	参考資料１：枚方市障害者計画(第４次改訂版)・枚方市障害福祉計画(第７期)・枚方市障害児福祉計画(第３期) 参考資料２：枚方市障害者計画(第５次)・枚方市障害福祉計画(第８期)・枚方市障害児福祉計画(第４期)骨子(案) 参考資料３：枚方市障害者計画（第５次）枚方市障害福祉計画(第８期)枚方市障害児福祉計画（第４期）策定のためのアンケート調査結果報告書（主要項目抜粋) 参考資料４：アンケート調査報告書 参考資料５：障害福祉専門分科会委員名簿
決定事項	・枚方市障害者計画(第４次改訂版)の令和７年度進捗状況及び総括見込について報告しました。 ・枚方市障害福祉計画(第７期)・枚方市障害児福祉計画(第３期)の進捗状況について報告しました。 ・枚方市障害者計画(第５次)・枚方市障害福祉計画(第８期)・枚方市障害児福祉計画(第４期)の試案について報告しました。委員からいただいた意見を踏まえ、次期計画の素案を作成予定です。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	―
所管部署 （事務局）	健康福祉部　福祉事務所　障害企画課

審議内容	
会長	定刻となりましたので、ただいまから令和８年度枚方市社会福祉審議会第２回障害者専門分科会を開催いたします。 事務局より、委員の出席状況をご報告いたします。
事務局	委員の出席状況の報告をいたします。枚方市社会福祉審議会条例では、委員の２分の１以上の出席をもって開催すると規定しています。本日は委

	員 13 人のうち 11 人の委員にご出席いただいておりますので、開催要件を満たしていることをご報告いたします。 なお、本日は事務局メンバーとしてアンケート調査の委託事業者、関係部署として、危機管理対策推進課、支援教育課、土木政策課、ひらかた子ども発達支援センターの職員も出席しています。 資料につきまして、本会議の次第のほか、事前に送付していました資料１から資料４、また参考資料１から参考資料５までに加え、前回の分科会にてご意見をいただいておりました、アンケート調査についてのクロス集計を追加資料として掲載しておりますのでご覧ください。事務局からは以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 本日傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。
事務局	いらっしゃいません。
会長	ありがとうございます。 それでは本日の案件に移らせていただきます。案件１『枚方市障害者計画第４次改訂版の令和７年度進捗状況及び総括見込について』事務局から説明をお願いいたします。
事務局	案件１　事務局説明（資料 1-1、1-2、1-3）
会長	全体としては継続推進ということですが、今の内容について、質問等ありましたらご意見をお願いいたします。
A 委員	共同配車センター廃止の件について質問です。福祉移送サービスが 2003 年から始まり、ボランティア等を活用しながら障害者の社会参加を進めてきましたが、介護タクシー等の社会資源ができたため福祉移送サービスの一定の役割を終えたと認識しています。都市交通会議 福祉分科会（旧：福祉移送サービス運営協議会）において、福祉移送サービスの廃止ではなく、事業を再編するという方針だったと認識していますが、その検討状況についてお伺いしたいです。 また、専門分科会の付属機関としてワーキンググループを設置し、障害者居室体験事業について１年以上検討をしてきました。今後、この事業の検証について、方針があればお示しいただきたいです。

事務局	福祉移送サービスについては継続して行っていくため、今年度においてもボランティア輸送車の研修等も引き続き行う予定です。また、都市交通会議　福祉分科会についても、今後も新たな有償運送の事業所が参入予定であり、同分科会で議論をしていきたいと考えています。
A 委員	共同配車事業を廃止するというより、今まで登録してくれたボランティアの方々にも協力していただきながら事業を継続し、障害者の移動の保障をすると認識しています。福祉移送サービスの再編について、福祉分科会で廃止が決定した後に改めて議論を行う予定になっていたはずです。その再編に向けて一定の提案が出されましたが、福祉タクシーの基本料金助成制度を含め、障害者の移動の保障について改めて議論していくことになっていたと思います。その理解で間違いないでしょうか。
事務局	はい、福祉分科会でも議論していきたいと考えています。ただ、議論を始める時期はまだ決まっていません。
A 委員	個人的には、廃止だけではなく、「廃止・再編も含めて検討する」と盛り込んでいただきたいと考えています。
事務局	ご意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。
事務局	２点目のご質問について、今まではこの障害福祉専門分科会の付属機関であるワーキンググループで検証していましたが、今年度からは自立支援協議会で検証していく方針で考えています。
会長	その他いかがでしょうか。
B 委員	障害者居室体験事業について、今後は自立支援協議会で検証されるとのことですが、我々がその検証内容を知る術はありますか。私もワーキンググループに関わっており、私にとっても思い入れのある事業が出発すると思っていますが、自立支援協議会には関わっていないため、検証結果を聞く機会があれば嬉しく思います。 ２点目です。これは意見になるかもしれませんが、この間、熊本や千葉での災害が目立ちました。事業所単位では備蓄の点検や避難行動について、来るべき南海トラフのために改めて対策をしています。どの事業者も、また当事者個人も動いていると思いますが、次期計画に活かすために必要なことを考えた時に、やはり避難行動要支援者の把握に関する部分が懸念

	として残りました。【資料 1-2】20 ページ『避難行動要支援者の把握』の『第４次改訂版計画 総括（令和８年度末見込)』欄に「同意された方については」とあることが気がかりです。この部分について、同意されていない方は避難行動要支援者のリストから漏れていくのかと考えてしまいました。なぜ同意ができなかったのか、同意しなかったのか、その背景には何があるのかを確認する必要があると思います。何らかの背景があるのではないかと考えると、同意をされていない方こそ漏れてしまってはいけない対象者だと思います。市として１人でも多くの命を守ることに繋がる取組も、次期計画に入れていただきたいと思いました。 　また、前回の計画策定の際、前会長から「在宅避難」という言葉を教えていただきました。自宅にとどまって生活を続ける選択肢を市単位で提案している自治体もあり、熊本市も車中泊等のモデル事業の対象となっていたと認識しています。枚方市としては、同意を得られていない人の避難実態をどう把握していくのかお伺いしたいです。
事務局	１点目についてです。これまで体験の機会・場の事業化について、障害福祉専門分科会の附属機関であるワーキンググループで協議を行ってきました。その中で既存の機能についての検証等も行い、未整備であった「体験の機会・場」の機能についても事業内容についての結論を得ました。 　今後のワーキンググループのあり方について、自立支援協議会の一部会とすること等を検討しております。現在のワーキンググループは非公開で行っており、仮に新たな会議体が非公開になった場合、その母体の会議である自立支援協議会全体会への報告という形で公開される資料に掲載されることになります。
会長	２点目については、今後の計画にも関係する部分となりますので、そちらでお話をさせていただきます。 　それでは、次に案件２としまして、『枚方市障害福祉計画第７期・枚方市障害児福祉計画第３期の進捗状況について』事務局から説明をお願いします。
事務局	案件２　事務局説明（資料 2-1、2-2、2-3）
会長	ただいまの説明、資料に関しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。
A 委員	障害者居室体験事業の試行実施を進めていくにあたり、１点ご提案があ

	ります。地域生活支援拠点事業の目的として、地域生活の促進を図っていくこと、地域生活の定着を図っていくことが挙げられると思います。入所もしくは地域移行について、検証会議のような会議体を行政と相談機関等で構成し、具体的な検証をしてみてはいかがでしょうか。入所に至った流れや、支援状況を詳しく検証することで、各事業の取組の方向性が見えてくるのではないかと思います。 　また、各事業の進捗状況を報告していただきましたが、人手不足の問題はどのサービスにも顕著に見られます。この課題について、市としてどう取り組むのかは考えていかなければならないと感じています。 　もう１点、最近よく耳にする事業所の不正についてお伺いしたいです。特に就労系サービスやグループホームについて、国は上限を設けて事業所の指定の制限をするとの対策をしており、同様の対策をしている市町村も出てきているようです。また、在宅支援に関する課題について、一部の市町村では抜き打ちで監査を行い、検証していると伺ったことがあります。これらの課題について、今後枚方市はどのように取り組まれるのか、教えていただけますでしょうか。
事務局	事業所の不正請求防止の対応について、今のところは請求事務等で、不正か過誤かを見極めながら、不正が疑われる事象が確認されれば、現場への立ち入り調査なども行う予定です。
会長	地域生活支援拠点等に関する検証の枠組みについてはいかがでしょうか。
事務局	地域移行の入所者の状況の検証について、決定事項ではありませんが、今後は自立支援協議会に依頼し、検証の場を設けることを検討しています。また、地域生活支援拠点等の検証だけではなく、地域移行全体の検証も進めていきたいと考えています。 　また、総量規制につきましては計画でサービス見込み量を定めた上で、今後示される国からの指針等に基づいて検討し、障害福祉専門分科会にも考え方をお示ししていきたいと考えています。
A 委員	総量規制を行う市町村が登場したことで、総量規制を行っていない特定の市町村にサービスが集中することも考えられます。そのようなことが起こらないように、福祉指導監査課等と連携しながら、サービスの質を保つために取り組めればと思い、発言しました。

会長	その他いかがでしょうか。
B 委員	【資料 2-2】15 ページ『地域生活支援拠点配置 コーディネーター』は、障害者居室体験事業の拠点コーディネーターとは異なるという理解でよろしいでしょうか。 また、これは意見になりますが、【資料 2-2】に出てくる『現計画の重点的な整備目標（表中の★）の考察』についてです。考察とは出てきた結果を基に、原因や要因を書くものだと思います。しかし、結果を見れば分かることが詳しく書かれているにとどまっているため、別の箇所で考察が記載されているのかもしれませんが、その言葉に引っ掛かりがありました。 先ほど地域移行者の実績の傾向や削減数についてグラフを使ってご説明いただきましたが、入所内訳の部分について、入居前の居住の場として短期入所と書かれていることに違和感を覚えています。なぜこのように書かれているのか、理由を教えていただけますでしょうか。例えばショートステイの連続利用で、結果的にロングステイに近い利用になった、家がなくなってしまった等、様々な理由は思い浮かびますが、可能な範囲で結構ですのでご説明いただけるとありがたいです。
会長	「考察」の部分につきましては、私も同様に考えています。この場で皆様の意見も出していただけると、より内容が深まると思いますので、その点に関しては後ほど検討させてください。 １点目と３点目について、事務局からお話いただけますか。
事務局	１点目のコーディネーターについてです。地域生活支援拠点等についてはコーディネーターを置くことが推奨されています。障害者居室体験事業にコーディネーターを配置したことをもって、地域生活支援拠点への配置として計画に記載しています。 ３点目の入所内訳についてです。毎年、大阪府に入所者と退所者の数値を報告しており、その資料を基に作った表になっています。施設入所の支給決定を受ける直前で短期入所を利用していたと伺っておりますので、B 委員がおっしゃる通り、恐らくロングステイから最終的に入所に移行されたと考えています。
会長	ありがとうございます。 続いて２点目の考察の部分です。令和６・７年度の実績が見込量を大幅に超えている、あるいは下回っている項目もあります。特に実績が少ない項目は計画相談支援でしょうか。なぜ計画相談支援がこの数値に留まって

	いるのかお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。私は前回の参加が初めてということもあり、既に皆様の中で共有できている部分もあるかもしれませんが、要因についてお聞かせいただければと思います。
C 委員	枚方市では、本人の意思決定を尊重する観点からセルフプランを重視してきた経緯があり、他市に比べてセルフプランが多いです。計画相談を利用したいとの声もたくさんありますが、計画相談のメリットを十分に理解されているかどうかは不明なため、この点はフォローしていきたいと考えています。のぞまないセルフプランを 0 にするという国の指標があるため、枚方市もその方向で進めていると思いますが、枚方市にセルフプランが多い理由、計画相談の利用実績が少ない理由については検証を進めていく必要があると考えています。
会長	その他計画相談につきまして何か考えられる要因はありますか。
D 委員	あくまで体感ですが、枚方市の場合は本人の意思というより保護者が安心するために計画相談を利用されている印象があります。枚方市では地域活動支援センターの方が丁寧に動いてくださるので利用者が気軽に相談できる状況にあると思います。望まれる方には計画相談を利用できる環境があれば良いと考えていますが、計画相談を利用できなくて困っているという話もあまり耳にしません。あくまで他市に比べればという話ですが、計画相談支援事業所ではない別の場所で相談をできており、そのような現状がこの数値に表れていると思います。
会長	前回も話があったように、今後要因を調べていく中で、のぞまないセルフプランについてどうするか検討することが、今後に繋がっていくのでしょうね。その他いかがでしょうか。
A 委員	“のぞまない”という言葉が使われていますが、相談先が身近にあるかどうかでも変わってきますし、計画がどのように作成されているかも重要な情報になってくると考えています。利用者数や相談員数などの基礎的なデータを出していただき、許容量には問題がないのか、対策をしなければならないのか、検証しなければいけないと感じています。
会長	相談を受ける側の体制という話ですね。 その他の項目で、ご意見いかがでしょうか。 数字上では日中一時支援事業の実績値がすごく多いですね。ニーズが多い中、十分に対応できているのか心配になりますが、いかがですか。

A 委員	日中一時支援事業について意見です。この約 10 年の間に、放課後等デイサービスができ、そのサービスを利用していた世代が成人となりました。当事者の保護者から、「今まで放課後等デイサービスが夕方以降も見守りをしてくれていたが、本人が成人になり、生活介護の利用を開始したことによって、家庭で夕方以降の見守りをしなければならなくなったが難しい。」という相談をよく受けます。このような方々が日中一時支援事業を利用し、利用者が増えたと推測しています。 私たちは相談を受ける中で、当然サービスを紹介してお繋ぎしますが、加えて、在宅サービスを利用する方法も模索し、ご本人の生活全体を見据えた提案も行っています。その上で、これだけ実績が多いということは、サービスがキャパオーバーを起こしている状態だと思っています。また、サービスの内容自体が、本来望んでいる方に届いているのか、その方への支援として適切なのかを検証し、事業のあり方を見直していく必要があります。もし適切でないなら、別の支援方法を模索すべきです。 実績が伸びているサービスには必ず何らかの理由があるため、しっかりと背景を見極めなければなりません。これは就労継続支援 A 型・B 型についても同様です。多くの課題が表面化してから検証するのではなく、今回の 3 年間の数値の推移の中で現状を把握していくことが重要です。相談現場では「支給決定日数を増やしてほしい」という声をよく聞きますが、背景にある要因も探っていく必要があると感じています。
会長	その他ご意見がありましたらお聞きしたいです。
C 委員	地域活動支援センターにはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型とありますが、達成率が全て 100%になっていました。これはあくまで設置数のことで、設置数が目標に達しているから 100%になっていると認識しています。ここを利用者数や利用状況を見せるわけではないのでしょうか。
事務局	地域活動支援センター事業の活動指標は設置数となっています。現時点では目標数だけの設置がなされているため 100%と記載しています。
会長	利用者数は元々指標としていないということですね。
事務局	利用者数等については別で報告を受けており、自立支援協議会における相談支援事業の年間報告等で確認しております。
会長	その他、要因を考えたい項目はありますか。

	今のところなければ、次の案件３の説明後にご意見を出していただければと思います。 それでは案件３としまして、『枚方市障害者計画第５次、枚方市障害福祉計画第８期、枚方市障害児福祉計画第４期の試案について』事務局から説明をお願いします。
事務局	案件３　事務局説明（資料３）
会長	前回の障害福祉専門分科会でもアンケートの成果を確認しました。前回からの進捗状況などと併せて、ご質問等ありましたらお願いします。 先ほどお話にありました災害時の同意について、今回も同じように書かれていますが、法律も関わってくる内容かと思います。行政としての基本的な考え方はいかがでしょうか。
事務局	災害対策基本法において、市町村は避難行動要支援者の名簿を作成することとなっています。避難行動要支援者とは、身体障害者手帳は１・２級、療育手帳はＡ判定、精神障害者保健福祉手帳は１級、要介護度が３から５の方、難病の方です。また、これに該当しない方で支援を希望されている方という枠組みもあります。これらの方々の名簿を作ることが定められており、枚方市は現在、介護担当課と協同して障害者手帳情報を統合し、名簿を作成しています。 法律に関する国のガイドラインには名簿以外のことも記載されており、名簿を持っているだけでは災害対応時に十分活用できないと考えられるため、対象者から同意を得られた方については、平時から支援をしている機関に情報提供することが推奨されています。枚方市の場合は、福祉部門で同意を取り、同意を得られた方については我々危機管理部門と情報共有させていただいた上で、場合によっては地域の事業所にお渡ししています。ですので、まずはその同意を得るという部分が鍵になってくると認識しています。
事務局	なお、災害発生時には同意・不同意に関わらず、全ての名簿を対象事業所に渡して良いという決まりになっています。
会長	同意されている人は対象の何％ぐらいですか。
事務局	全体の約３分の１より少し多い程度です。詳細な数値は今手元にありませんが、5,000 人程度だったと記憶しています。母数は 12,000 人から

	13,000 人です。
会長	それは他市と比べると高いのでしょうか。それとも低いのでしょうか。
事務局	他市と比較した情報がないため、明確なことは分かりません。
会長	同意の取り方でも変わってくると思っています。今は福祉部門からとっていらっしゃるのですよね。
事務局	毎年、新規に避難行動要支援者の対象になった方を、介護と障害でリストアップの上、郵送で案内をお送りしています。その案内に返信いただき、同意を得ています。
会長	同意を得る方法についてはもう少し工夫がいると思います。郵送だと中身が分からず、やめておこうと判断される可能性もあるかもしれません。他にも良い方法があると思いますが、ご意見はありますか。
B 委員	おっしゃる通り、我々にも何件かご相談がありました。高齢の女性からいただいた「何か分からないものが市から送られてきた。これはした方が良いのか、しない方が良いのか。」というご相談や、「何を書いたら良いか分からない。同意してもしなくてもどっちでも良いなら書かないでおく。」というご意見もありました。多くはありませんが、このようなご相談があるのも事実です。 区分認定の時にご説明をされてはいかがでしょうか。少し前まではなかったのですが、最近、区分認定調査時に「最後に、市の方に伝えたいことやご意見があったら教えてください。」と問いかけをしてくださるようになりました。そうすると、認定を受けているご本人さんやご家族さんは、今の思いをお話してくださります。 少し手間がかかることではあると思いますが、その一言があるだけで、状況がもう一つ分かるようになるのではないかと思った時に、区分認定の調査時に「来るべき災害のためにこういうものがある」とご説明をしていただければ、一定効果があると思います。３年に１回なので、その間に南海トラフが来てしまうことは懸念されますが。 手間のかかることではありますが、ケースワーカーや調査員、地域活動支援センター相談員等、当事者の信頼を得られる方からお話しいただき、直接やり取りをしていただくのはいかがでしょうか。

E 委員	聴力障害者協会でも、ろう者や高齢者が多くいらっしゃいますが、手話でのコミュニケーションがメインとなるため、アンケートが送られても、意味を掴めず、内容も目的も分からない方が多いです。例えば、アンケートを送った後に、手話でコミュニケーションをとる方や地域の方を集めて説明会を開く等の方法も考えていただくと良いと思います。
会長	ありがとうございます。よりご本人と関わりのある、専門職からご説明いただくのが良いでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。現状は郵送でのアプローチしかできていません。認定調査等、本人とお会いする際に説明するのは良い案だと思いました。避難行動要支援者については、障害者だけでなく高齢者の方もいらっしゃいます。高齢者に対しても認定調査等が行われているため、同様に対応できればと思いました。ご意見として参考にさせていただきつつ、今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。
会長	ぜひ、よろしくお願いします。その他いかがでしょうか。
A 委員	本論ではありませんが、３点質問があります。 １点目です。危機管理対策推進課の方は、先の地震の際に熊本に行かれましたか。行かれた場合、気付かれたことがあればお伺いしたいです。 ２点目です。医療的ケア児支援法が改正され、例えば学校への付き添いを親に求めない等、何点か教育に触れる内容もあったと認識しています。それらについて、今後取り組まれることがあるのかお伺いしたいです。 ３点目です。【資料３】48 ページにある障害児等関係機関連絡会議の参加者や開催頻度、会議のテーマ等をお聞かせください。最近障害児の相談が増えてきており、家庭全体に支援が必要なケースも多いと感じていますが、学校と連携したくても、なかなか関係を作りにくい状況があります。障害児の支援体制について考えていかなければならないと、相談支援センター７センター共通の思いがあります。子どもから成人になる時に、切れ目なく支援を継続できる体制を検討していかなければならないと思っていますので、そこも含めてこの会議についてご説明いただきたいです。
事務局	市の職員を熊本地震の被災地に派遣しており、明日からも被災地に１名送り出す予定です。現状は発災期の人命救助のフェーズから、生活再建のフェーズに入ってきており、２週間前から、保健師が独居高齢者を訪問して体調不良の有無等について聞き取りをしていると聞いています。支援体

	制としては、総務省を中心とした枠組みの中で職員を派遣することになっており、自治体の職員による支援は機能的に回っている印象を受けました。前回の熊本地震よりも被害は相対的に小さいですが、水が止まっており、脱水症状を起こしている方もいる等、いざ現場に出てみると、様々なお困りごとがあると報告を受けています。
会長	後半についてはいかがでしょうか。
事務局	医療的ケア児支援法の改正についてです。小・中学校における義務教育において、保護者の付き添いを無くす取組をもちろん進めています。学校までの登下校に関しては、文部科学省が示す通り保護者の責任が基本原則となっています。一方で、学校内での生活については、看護師や支援員を配置することによって、吸引・経管栄養等の医療的ケア、生活介助等を行っており、子どもたちが安心して過ごせる体制を整えており、原則として保護者に付き添いを求めていません。
A 委員	今回の法改正では、通学支援についても触れられていたと認識しています。通学時に関する相談を受けることもかなり多く、現状では保護者が登下校に付き添う場合は通学支援事業を使えませんが、支援を必要としているのは事実です。今回の法改正の趣旨も踏まえ、通学支援事業のあり方について、ぜひ障害支援課と教育委員会が連携してご検討いただけないでしょうか。
事務局	障害支援課で通学支援事業を実施しておりますので、教育現場と議論しながら、対応を検討できればと考えています。
会長	災害について、前回の障害福祉専門分科会でも議題にあがった内容についてお話させていただきます。アンケート結果で「一人で避難できる」と回答した人が 41.5%いたことについて、少し高いのではないかとの話がありました。項目をクロス集計したら実態が見えるのではないかとの意見を踏まえ、今回それを用意していただいているのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。 【追加資料の確認】
会長	年齢別では、20 代が「一人で避難できる」と答えた人が少ないのですね。障害種別では、身体障害、精神障害が比較的多く、知的障害、発達障

	害、強度行動障害、高次脳機能障害、難病が比較的少ないですね。例えば、先ほどお話があった個別避難計画について、これらの属性の方たちを優先して同意をとる等、このデータを使うことができるのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。
事務局	災害対策基本法で、避難行動要支援者の支援体制を整えることが努力義務となっており、個別避難計画の作成を要請されています。先ほど申し上げた通り、避難行動要支援者は 12,000 人から 13,000 人程度いらっしゃいます。枚方市の取組としては、まずは地域の自治会と連携して計画作りに取り組み、内閣府のモデル事業にエントリーし、実際に 1 つの自治会でモデル地区として令和 4 年に実施しました。その自治会では実施できたものの、水平展開に難航しているのが現状です。昨年度から危機管理対策推進課が主体となり、セルフプラン方式で個別避難計画の作成を進めています。現在は、支援者を見つけられない方へのアプローチを検討していく段階に進んできました。しかし、恐らくどこの自治体にも当てはまると思いますが、支援者のマッチングが難しいと感じています。国のガイドラインには「共助で」と書かれていますが、いざという時に、確実に支援を担ってくれる方を地域で見つけられないことに悩んでいます。
会長	本件についてご意見あればお伺いしたいです。
A 委員	アンケートそのものの総数では、サービスを利用されている方が少ない割合になっていると思います。先ほどの、専門職に相談する機会に情報提供するという話に関連してくるかもしれませんが、近々福祉のてびきが郵送されると思いますが、その機会を使って啓発を図るのはいかがでしょうか。手帳所持者全体に送付する機会なので、活用できたら良いと思います。二次元コードを読み取って登録できるようにするのも 1 つですね。
事務局	障害のある方全てが避難行動要支援者名簿の対象になっているわけではないため、いただいた案について改めて検討させていただきます。 アンケートの回答について、身体障害者手帳 1・2 級であっても、内部障害の方も含まれているため、災害時に避難行動をとることが可能な方も一定数います。障害者手帳所持者の中でも、避難に支援が必要な方のグループ分けができると良いと思いました。そこから避難行動要支援者を抽出していきたいと考えています。
事務局	先ほど A 委員からご質問のあった障害児等関係機関連絡会議について

	です。この会議は行政を中心に組織した連絡会であり、児童の支援機関まで広がりを持たせることは難しい印象です。令和６年４月に児童福祉法の改正があり、児童発達支援センターの中核機能として、障害児通所支援事業所の連絡会等を作るという役割を担うことになりましたので、今後、枚方市全体として、障害児支援を盛り上げていきたいと考えています。 子ども発達支援センターは障害児の相談支援事業所でもあり、枚方市内では比較的多くの児童の計画相談に関わっています。しかし現状として、子ども発達支援センターの対応キャパシティを超えつつあり、やむを得ずセルフプランをお願いしているケースがあるのも事実です。ただし、子ども発達支援センターで関わっている方に対しては、引き続きしっかりフォローしていきたいと思っています。
E 委員	【参考資料４】１ページの表に有効回収数が 646 人とありますが、12,000 人障害者手帳所持者がいるとして、その中の 646 人から回答を得たということでしょうか。10,000 人以上の方から回答を得られていないということでしょうか。市として、回答数の目標を決めていたのか気になりました。回答の目標数が無いままにアンケートを回収・集計したとしても、分析するのは難しいと思うので、実際に目標としていた数値や、目標数値の決め方についてお聞かせください。
事務局	市民へのアンケートは 18 歳以上と 18 歳未満の２種類あります。18 歳以上の配布数は 2,092 枚で、有効回収数が 646 枚、有効回収率が 30.9%となりました。18 歳未満については 400 枚配布し、有効回収数が 153 枚、有効回収率は 38.3%となりました。
会長	全数調査ではなく、抽出した上での調査を行ったということですね。回収率は少ないといえば少ないとは思いますが。
E 委員	分かりました、ありがとうございます。
B 委員	先ほどの個別避難計画についてお話させてください。実際に我々に寄せられた声で、「業者さんに個人情報を詳しく渡されてしまうのが嫌だ。」というご意見がありました。「この業者を知っているか。」と聞かれたこともあります。高齢のご家族は、我が子に障害があると受容しながらも、人の目をすごく気にしたり、新しいものに抵抗があったりする印象があります。個人情報が業者に渡っても大丈夫かと心配されている声を聞いた際には、「市が選んだ業者だから大丈夫だと思う。」と答えるようにしています。

	このような思いにも配慮しつつ、アンケートを取るという方法はいかがでしょうか。 もう１点、ご質問があります。先日、セルフプランについてのアンケート調査を行ったとお伺いしました。このアンケート調査の結果は次期計画に反映されると思っていますが、自立支援協議会等から結果を報告される予定はあるのでしょうか。事務局が検討材料として使うだけなのか、公表する結果なのか教えてください。
事務局	まず個別避難計画について、昨年度が初めての年となるため全数の12,000 人程度の方にお送りしました。ひこぼし君が記載されている封筒を使うなど、枚方市の調査と分かるようにしたつもりでしたが、懸念を生じさせてしまっていたのですね。引き続き、丁寧な説明を心掛けます。
事務局	セルフプランのアンケート調査についてです。集計は完了していますが、資料としてまだまとめられていません。 今回、18 歳未満と 18 歳以上に分けて調査を行いました。18 歳未満については回収率が約 44%、18 歳以上については約 41%となりました。セルフプランを希望されている方の数については、どちらも約８割程度との結果が出ていますので、次回の障害福祉専門分科会の際に詳細をご報告したいと考えています。
会長	セルフプランを希望されている方が８割というのは多いですね。先ほども相談できるところがあってこそ、という話がありましたが、セルフプランのメリット、専門職が入って計画を作るメリット等がしっかり伝わっているかどうかも見ていかないといけないと思います。単純に本人が希望しているから良いというわけではないと思いますので、そこは引き続き見ていくということでよろしいでしょうか。
事務局	はい。
会長	皆様からいただきましたご意見や分析視点を踏まえ、次期計画の素案を作成していきますのでよろしくお願いいたします。 その他に特にご意見が無いようでしたら、案件３については以上とさせていただきます。 それでは案件４「その他」としまして、事務局から何かありますでしょうか。

事務局	案件４　事務局説明（資料４）
会長	はい、ありがとうございます。今後の予定としては残り２回の開催となりますので、委員の皆様にはスケジュール調整等、ご協力よろしくお願いいたします。最後に全体を通して委員の皆様から何かございますか。
F 委員	最近我々が相談を受けている内容についてご質問させていただきます。障害支援区分支給決定について、現在４ヶ月待ちで支給決定されるとよく聞きますが、これは事務量が多いからなのか、原因がよく分からないため教えてください。 また、区分決定がされていない状態でもグループホームを利用できますが、区分決定がされていない状況だと、事業者としては給付費の量が相当違うことから、利用者の入居に支障が出ていないか懸念しています。既に入居されている場合、入居してから区分決定が出るまでは障害者区分なしで請求する必要があります。もし時間がかかるのであれば、４ヶ月遡って請求させていただくことは可能なのか教えてください。
事務局	障害支援区分支給決定について、新規の方については何とか３ヶ月以内に対応していますが、F 委員のおっしゃる通り、３年に１度の更新の方については４ヶ月程度要している状況です。事業者の方、市民の方にはご迷惑をおかけしており申し訳ございませんが、現在、障害福祉サービスを利用される方が年々増えている状況です。障害支援課の事務担当職員も急いで対応しているものの、件数も多くて追いついていないということもありますが、審査会を行っている審査委員の合議体にもキャパシティがあり、対応が遅れてしまっている状況です。審査委員の合議体は現状４つありますが、委員からも、審査会１回あたりの件数は現状のままとどめていただきたいとの意見をいただくこともあり、なかなか難しい状況であるのが事実です。利用者の方々にご迷惑をかけているため、今後、もう少し早く支給決定し、障害福祉サービスの提供等ができるよう取り組んでいきたいと思います。大変申し訳ございません。 もう１点、区分が出ていない状況では遡及して決定することは難しいです。
F 委員	支給決定されていないことを理由に露骨に入居を断られることはないでしょうが、現状で支障はないのでしょうか。
事務局	ケースワーカー全員に確認したわけではありませんが、そういったトラ

	ブルは聞いていません。しかし、すぐにサービスを受けたいのに受けられないという相談は少なからずあります。申し訳ございません。
F 委員	合議体が４つあるのは知っていましたが、このような現状でも増やす予定はありませんか。臨時で増やす予定等もあればお伺いしたいです。
事務局	委員を引き受けてくださる方がいるかどうかにもよりますが、今後、今以上に区分認定の件数が増えるのであれば、合議体を増やすことも検討しなければならないと考えています。
会長	その他、全体を通して何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 本日の案件は全て終了となります。これをもちまして令和８年度障害福祉審議会第２回障害福祉専門分科会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。